介護予防・日常生活支援総合事業サービス料金表

令和4年10月1日から

要支援1~2・事業対象者の方

基本利用料金(10割負担金)

ひと月の中で4回まで	
訪問型サービス費(独自)IV	1回 2,680円
ひと月の中で5~8回まで	
訪問型サービス費(独自) V	1回 2,720円
ひと月の中で9~12回まで	
訪問型サービス費(独自) VI	1回 2,870円
主に身体介護を行う場合 ひと月22回まで20分未満	
訪問型サービス費(独自)短時間サービス	1回 1,670円

白浜事業所からヘルパーが訪問した場合の料金

- *特別地域訪問介護加算(15/100)
- 1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の15%相当が加算されます。

*訪問介護職員処遇改善加算 I (137/1000)

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の13.7%相当が加算されます。

*特定処遇改善加算Ⅱ (42/1000)

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の4.2%相当が加算されます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算(24/1000)

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の2.4%相当が加算されます。

*初回加算 → 2,000円

新規に指定訪問介護従前相当サービス計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した指定訪問介護従前相当サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら指定訪問介護従前相当サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護従前相当サービスを行う際に同行訪問した場合。

- **注)**初回加算については、新規契約された利用者様・一度契約されていた利用者様が2ヶ月以上サービスの利用がなく、再度サービスを利用される場合が対象となります。
- *利用者様負担金額は介護保険負担割合証に記載された、負担割合金額となります。

(注)介護保険給付の限度範囲を超えてのサービス利用に関しましては 全額自己負担となります。

*事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する場合又は、利用者が上記以外の範囲に所在する当該建物に居住する場合1月の利用者数の平均が20人以上の場合は、10%減算となります。